

令和 8 年 9 月
令和 8 年第 6 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第14号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第15号	令和7年度栃木市継続費精算報告書	別冊
報告第16号	令和7年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書	別冊
報告第17号	令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	別冊
報告第18号	一般財団法人栃木市農業公社の令和7年度事業状況報告書の提出について	別冊
議案第78号	令和8年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和8年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第80号	令和8年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	令和8年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第82号	令和8年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第83号	小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に関する条例の 制定について	3
議案第84号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第85号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第86号	栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	28
議案第87号	栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第88号	栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第89号	小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例を 廃止する条例の制定について	40
議案第90号	工事請負契約の締結について（観光・交流拠点施設整備工事）	41
議案第91号	令和7年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	45
議案第92号	令和7年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	47
議案第93号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	49
議案第94号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	51
議案第95号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	53
議案第96号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	55
認定第1号	令和7年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第2号	令和7年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第3号	令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊

認定第 4 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算 の認定について	別冊
認定第 5 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算 の認定について	別冊
認定第 6 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算 の認定について	別冊
認定第 7 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 8 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	別冊
認定第 9 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	別冊

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

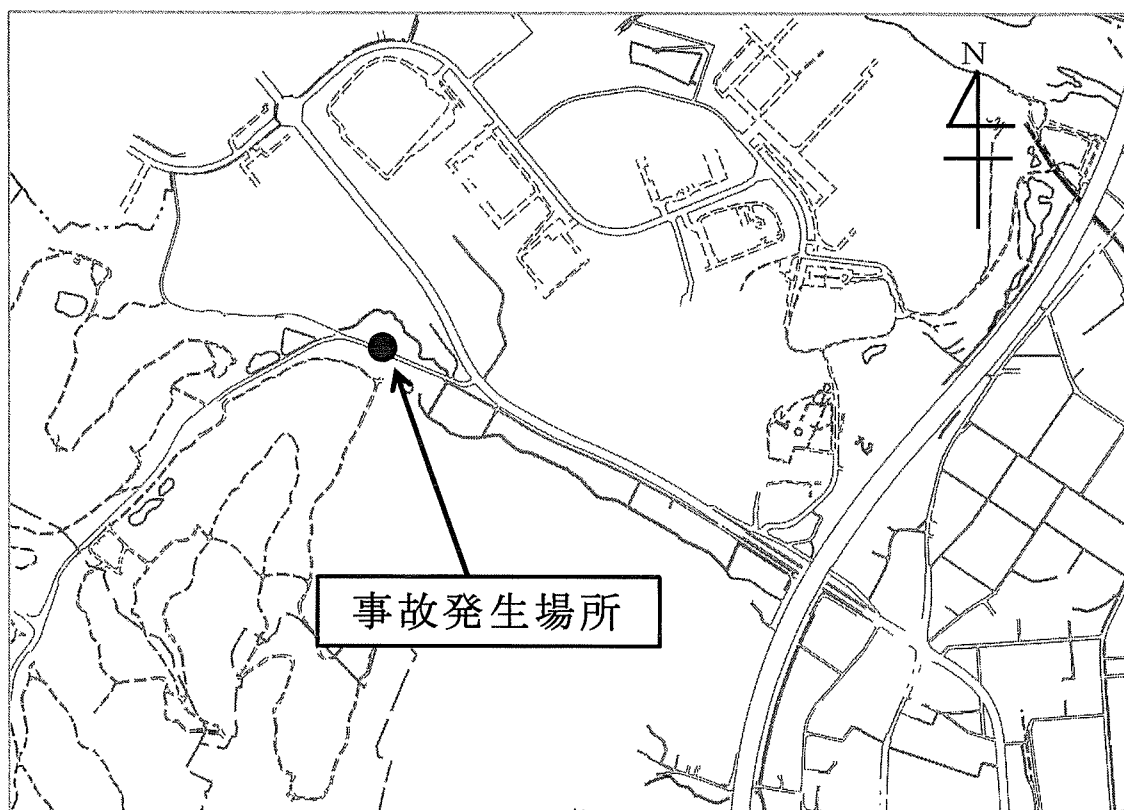
記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

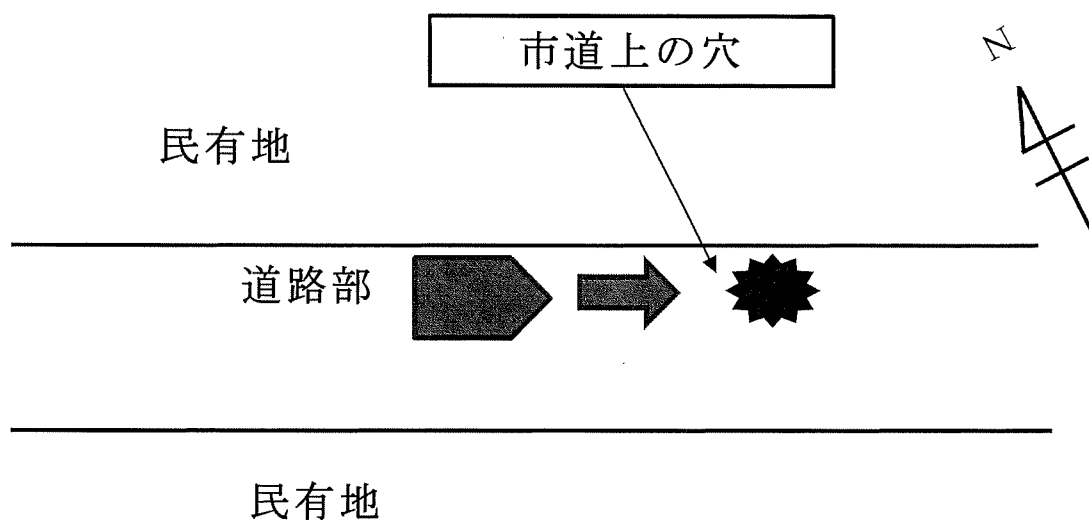
2 以下略

専決第 1 7 号

【事故発生場所】



【事故発生状況】



栃木市西方町本城地内を走行していた車両が、路面舗装部に生じていた穴により左前輪のタイヤを損傷しパンクしたものの。

(産業基盤整備課)

議案第 8 3 号

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に
関する条例の制定について

提案理由

小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業を施行するに当たり、必要な事項を定めるため、小山栃木都市計画事業栃木インター北土地区画整理事業施行に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。(第 2 3 条関係)
- 2 引用条項を改め、規定の整理を行うこと。
(第 3 4 条の 7、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、附則第 7 条の 4 及び
附則第 9 条の 2 関係)
- 3 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定
を改めること。(第 3 6 条の 3 の 3 関係)
- 4 固定資産税の免税点を改めること。(第 6 3 条関係)
- 5 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する
適用期限を改めること。(附則第 6 条関係)
- 6 個人の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を改めること。
(附則第 7 条の 3 関係)
- 7 改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額に関する規定を加えること。
(附則第 1 0 条の 2 関係)
- 8 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係
る市民税の課税の特例に関する規定を改めること。

(附則第 17 条の 2 関係)

- 9 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する規定を加えること。(附則第 19 条の 3 関係)

[参照条文]

議案第 83 号と同じ。

現	行
（市民税の納税義務者等） 第 2 3 条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号。以下「令」という。）</u>第 4 7 条に規定する収益事業（以下この項及び第 3 1 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第 4 8 条第 9 項から第 1 6 項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	
（寄附金税額控除） 第 3 4 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	
（市民税の申告） 第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び<u>第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項</u>において同じ。）（前年の合計	

改 正 案

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(寄附金税額控除)

第34条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同

現

行

所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～１０ 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１） 略

（２） 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

（３）・（４） 略

２～４ 略

５ 給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合

改 正 案

じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合

現

行

には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

改 正 案

には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の

現	行
(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u>	
(4) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>2 前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>を提出することができる。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払	

改 正 案

者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
(3) 特定配偶者の氏名
(4) 扶養親族又は特定親族の氏名
(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払

現

行

者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

改 正 案

者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

現

行

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～19 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をし

改 正 案

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～19 略

20 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をし

現

行

た場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第19条の2 略

改 正 案

た場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第19条の2 略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

現	行

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(税 務 課)

議案第 8 5 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額に関する規定を加えること。

(附則第 1 0 項関係)

- 2 字句の整理を行うこと。(附則第 1 1 項関係)

- 3 引用条項を改めること。

(附則第 1 4 項から附則第 1 6 項まで、附則第 1 9 項及び附則第 2 0 項関係)

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

現	行
附 則 1 ～ 9 略 （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） <u>10</u> 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則</u>附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 <u>11・12</u> 略 <u>13</u> <u>附則第 11 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 11 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 <u>14</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 11 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該	

改 正 案

附 則

1～9 略

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

10 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

11 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12・13 略

14 附則第12項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第12項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該

現

行

課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

16・17 略

18 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

19 附則第11項及び第13項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第11項及び第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項、第14項及び第15項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第14項から第16項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

20・21 略

改 正 案

課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

17・18 略

19 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第17項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

20 附則第12項及び第14項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第12項及び第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項、第15項及び第16項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15項から第17項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第17項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

21・22 略

(地域政策課)

議案第 8 6 号

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。（第 4 条及び第 1 1 条関係）

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

栃木市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（登録） 第 4 条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、栃木市印鑑条例第 4 条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）<u>第 2 1 条第 2 項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 （代理人による申請） 第 1 1 条 地方自治法施行規則<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第 3 条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第 4 条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第 7 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	

改 正 案

(登録)

第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、栃木市印鑑条例第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第1項に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。

(代理人による申請)

第11条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項並びに第8条第1項及び第2項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

(農林整備課)

議案第 8 7 号

栃木市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火入れに関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。(第 3 条関係)
- 2 火入れを中止しなければならない事由に林野火災注意報が発令された場合を加え、規定の整理を行うこと。(第 1 4 条関係)

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

現	行
(許可の要件) 第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべてに該当する場合</u>でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2) 略 (火入れの中止) 第 1 4 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、</u>又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令された<u>ときには</u>、速やかに消火しなければならない。	

改 正 案

(許可の要件)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のいずれにも該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1)・(2) 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(保健給食課)

議案第 8 8 号

栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

栃木市立栃木第三小学校給食共同調理場、栃木市立大宮北小学校給食共同調理場及び栃木市立国府北小学校給食共同調理場を廃止し、栃木市東部学校給食センターを設置し、並びに学校給食共同調理場の対象学校を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

学校給食共同調理場の名称、位置及び対象学校を改めること。

(第 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

議案第 88 号（保健給食課）

栃木市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

現 行		
(名称、位置及び対象学校)		
第 2 条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	対象学校
栃木市立栃木中央小学校給食共同調理場	栃木市入舟町 13 番 3 号	栃木市立栃木中央小学校 栃木市立南小学校
栃木市立栃木第三小学校給食共同調理場	栃木市小平町 13 番 39 号	栃木市立栃木第三小学校 栃木市立栃木東中学校
栃木市立栃木第四小学校給食共同調理場	栃木市城内町 1 丁目 3 番 15 号	栃木市立栃木第四小学校 栃木市立大宮南小学校 栃木市立栃木南中学校
栃木市立栃木第五小学校給食共同調理場	栃木市藁部町 2 丁目 7 番 25 号	栃木市立栃木第五小学校 栃木市立栃木西中学校
栃木市立大宮北小学校給食共同調理場	栃木市大宮町 1777 番地 1	栃木市立大宮北小学校 栃木市立国府南小学校
略	略	略
栃木市立国府北小学校給食共同調理場	栃木市大塚町 1278 番地	栃木市立国府北小学校 栃木市立東陽中学校
略	略	略

改 正 案

(名称、位置及び対象学校)

第2条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。

名称	位置	対象学校
栃木市立栃木中央小学校給食共同調理場	栃木市入舟町13番3号	栃木市立栃木中央小学校 <u>栃木市立栃木第三小学校</u>
栃木市立栃木第四小学校給食共同調理場	栃木市城内町1丁目3番15号	栃木市立栃木第四小学校 <u>栃木市立南小学校</u>
栃木市立栃木第五小学校給食共同調理場	栃木市薗部町2丁目7番25号	栃木市立栃木第五小学校 栃木市立栃木西中学校
略	略	略
栃木市東部学校給食センター	栃木市神田町15番52号	<u>栃木市立大宮南小学校</u> <u>栃木市立大宮北小学校</u> <u>栃木市立国府南小学校</u> 栃木市立国府北小学校 <u>栃木市立栃木東中学校</u> <u>栃木市立栃木南中学校</u> 栃木市立東陽中学校
略	略	略

(産業基盤整備課)

議案第 8 9 号

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に
関する条例を廃止する条例の制定について

提案理由

令和 7 年度をもって小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業が完了したことに伴い、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 3 号と同じ。

(都市計画課)

議案第 90 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市河合町 5 番 3 号有限会社山野井組代表取締役鈴木正義と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

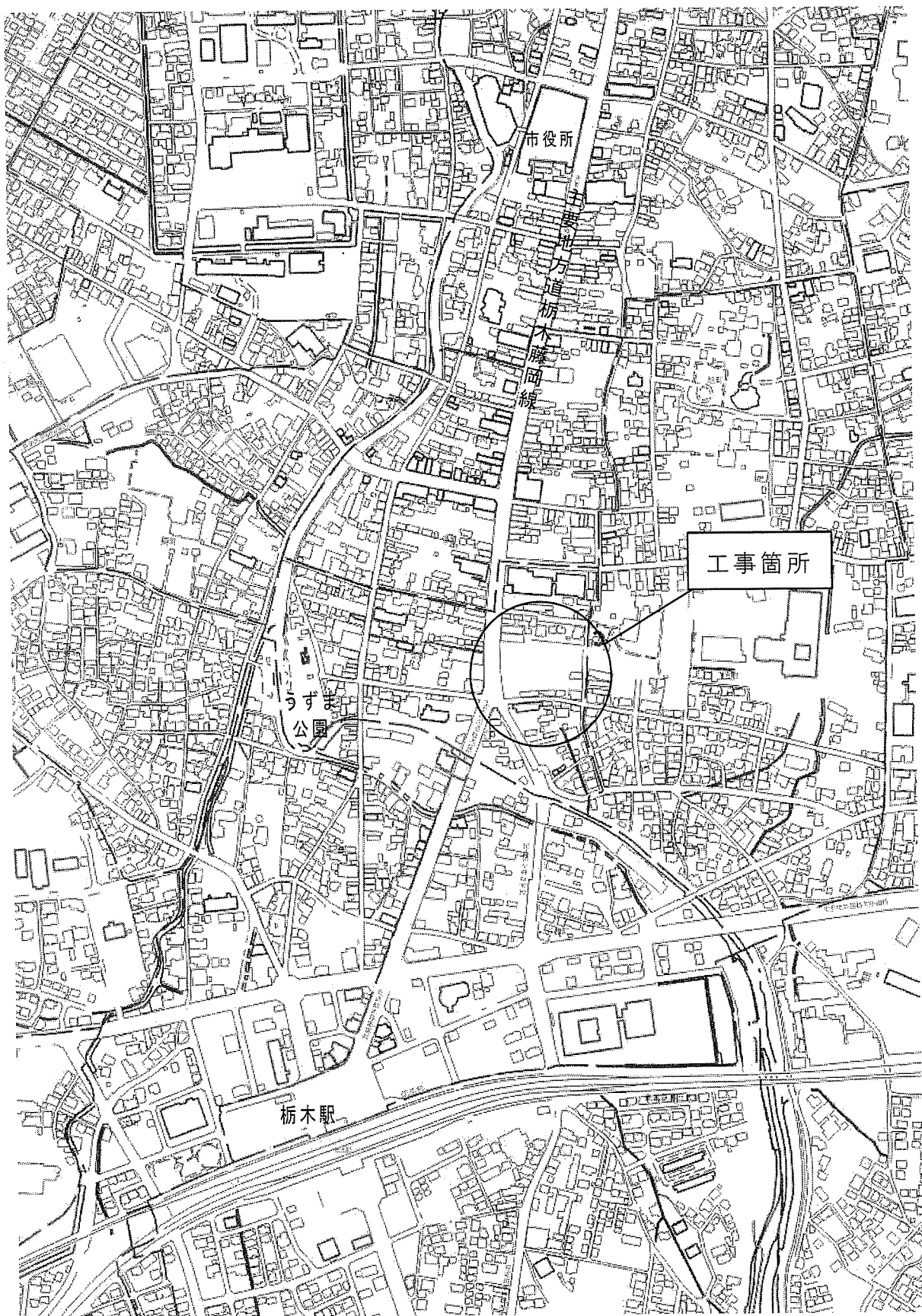
第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名	観光・交流拠点施設整備工事		
工事場所	栃木市室町地内		
工事概要	延長	100.6m	幅員 49.9m～59.1m
	面積	5,144㎡	
	敷地造成工	掘削	1,200㎡
	擁壁工	プレキャスト擁壁H600～H1200	
	構造物撤去工	アスファルト舗装版	1,496㎡
	植栽工	319本	
	給水設備工	ポリエチレン管据付工	φ20
	雨水排水設備工	地下貯留浸透施設設置工	1箇所
		管(函)渠型側溝	213.4m
	電気設備工	照明灯設置工	13基
	園路広場整備工	表層(t=5cm)	3,998㎡
	サービス施設整備工	サイン設置工	14基
	管理施設整備工	フェンス設置工	229.6m

位置図





南東出入口
平常時閉鎖

入口設置
=12.00
泉道出入口
平常開放

(上下水道総務課)

議案第 9 1 号

令和 7 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 7 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 3 6 6 , 9 6 2 , 1 7 4 円のうち 3 7 , 9 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れ、2 1 8 , 6 4 0 , 4 6 0 円を減債積立金に、1 1 0 , 4 2 1 , 7 1 4 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

令和 7 年度 栃木市水道事業 剰余金計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,458,327,030	31,517,592	366,962,174
議会の議決による処分額	37,900,000	0	△ 366,962,174
資本金への処分	37,900,000	0	△ 37,900,000
減価積立金の積立	0	0	△ 218,640,460
建設改良積立金の積立	0	0	△ 110,421,714
処分後残高	13,496,227,030	31,517,592	(繰越利益剰余金) 0

(上下水道総務課)

議案第 9 2 号

令和 7 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

令和 7 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 1 0 , 2 1 8 , 5 3 4 円のうち 3 1 , 0 4 3 , 1 5 2 円を資本金に組み入れ、1 7 9 , 1 7 5 , 3 8 2 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

令和7年度 栃木市下水道事業 剰余金計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,042,144,895	217,537,680	210,218,534
議会の議決による処分額	31,043,152	0	△ 210,218,534
資本金への処分	31,043,152	0	△ 31,043,152
減価積立金の積立		0	△ 179,175,382
建設改良積立金の積立		0	0
処分後残高	14,073,188,047	217,537,680	(繰越利益剰余金) 0

(人 事 課)

議案第 9 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、青木利男氏が令和 8 年 1 1 月 24 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 4 2 3 条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

青木利男氏の略歴

住 所 栃木市西方町本城 3 3 7 番地

生年月日 昭和39年10月13日

[illegible]

主 な 経 歴

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

Figure 1. The effect of the initial concentration of the monomer on the polymerization of 1. The polymerization was carried out at 60 °C for 24 h in the presence of 0.05 mol/L of the initiator. The concentration of the monomer was 0.05, 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, and 1.0 mol/L. The concentration of the solvent was 0.05 mol/L. The concentration of the catalyst was 0.05 mol/L. The concentration of the inhibitor was 0.05 mol/L. The concentration of the chain transfer agent was 0.05 mol/L. The concentration of the initiator was 0.05 mol/L. The concentration of the solvent was 0.05 mol/L. The concentration of the catalyst was 0.05 mol/L. The concentration of the inhibitor was 0.05 mol/L. The concentration of the chain transfer agent was 0.05 mol/L.

[illegible][illegible]

[REDACTED]

[REDACTED]

[illegible]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、戸田眞氏が令和 8 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

戸 田 眞 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西水代 2 9 7 0 番地 8

生年月日 昭和 3 5 年 1 0 月 1 1 日

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 9 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、委員 1 名が令和 8 年 5 月 3 1 日をもって退任したことにより欠員が生じたことから、後任委員の候補者に深津智子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

深 津 智 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町五十畑 1 8 2 番地

生年月日 昭和 3 9 年 5 月 1 0 日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

議案第 9 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、委員 1 名が令和 8 年 3 月 13 日をもって退任したことにより欠員が生じたことから、後任委員の候補者に渡邊正氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

渡 邊 正 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町木 7 1 2 番地 3

生年月日 昭和 3 3 年 9 月 7 日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

